

○嘉麻市有料広告掲載事業実施規程

平成26年1月24日

告示第11号

改正 平成30年6月26日告示第35号

(目的)

第1条 この告示は、民間企業等の広告を有料で市の資産に掲載する事業を実施することにより、市の新たな財源を確保し、もって地域経済の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する印刷物

イ 市ホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 広告主 広告掲載を行う者（広告取扱業者を通じて広告掲載を行う者を含む。）をいう。

(4) 広告取扱業者 広告主を代行して広告掲載を行う広告代理業者（広告看板の製作者等を含む。）をいう。

(一部改正〔平成30年告示35号〕)

(広告掲載の基準)

第3条 掲載しようとする広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載をすることができない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

- (5) 個人の氏名を広告するもの
  - (6) 社会問題についての主義主張に当たるもの
  - (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (9) 他を誹謗中傷し、又は排斥するもの
  - (10) 市の品位を損なうおそれのあるもの
  - (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
  - (12) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
  - (13) その他広告掲載をすることが適当でないと市長が認めるもの
- 2 広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、広告掲載をすることができない。
- (1) 市税等を滞納している者
  - (2) 嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者である者
- 3 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関し、必要な基準は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成30年告示35号〕）

（広告掲載料及び広告掲載の規格等）

第4条 広告掲載料及び広告掲載の規格、広告期間、広告の作成方法等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

（広告掲載の募集）

第5条 広告掲載の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市広報紙への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載

（広告掲載の申込み）

第6条 広告掲載を行おうとする者（以下「申込者」という。）は、嘉麻市有料広告掲載申込書（様式第1号）に広告案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、当該広告案の内容等を審査のうえ、掲載の可否について決定を行い、その結果を嘉麻市有料広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による広告掲載の決定に当たっては、当該広告掲載について必要な条件を付することができる。

(一部改正〔平成30年告示35号〕)

(広告掲載料の納付等)

第8条 前条第1項の規定による広告掲載の決定通知を受けた者は、市長が指定する期限までに広告掲載料を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告内容等が第3条の規定による広告掲載の基準に違反したとき。

(2) 広告主等が第7条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 広告主等が市長が指定した期限までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(4) 広告主等が市長が指定した期限までに広告原稿を納入しなかったとき。

(5) 広告掲載が市の業務に支障があると認めるとき。

(6) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、嘉麻市有料広告掲載取消通知書(様式第3号)により、当該広告主等に通知しなければならない。

(広告内容に関する責任)

第10条 広告掲載に係る広告の内容に関する責任は、広告主等が負うものとする。

(業務の委託)

第11条 市長は、この告示に基づく有料広告掲載事業の実施に当たっては、その業務の一部を適当と認める者に委託することができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(嘉麻市有料広告事業に関する基本規程の廃止)

2 嘉麻市有料広告事業に関する基本規程(平成20年嘉麻市告示第23号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(嘉麻市有料広告事業に関する基本規程の廃止に伴う経過措置)

3 この告示の施行の際現に旧規程の規定により広告掲載の決定を受けて広告掲載を行っている者は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成30年6月26日告示第35号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるそれぞれの告示に規定する旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。